

## 概要

### - 平成 20 年度報告書 - 「ソフトウェア開発委託基本モデル契約と解説」

社団法人 情報サービス産業協会 取引構造改革委員会 契約部会（以下「本部会」という。）では、平成 19 年 4 月に経済産業省から公表された「情報システム・モデル取引・契約書(受託開発(一部企画を含む)、保守運用)〈第一版〉」(以下「METI 報告書(第一版)」という。)等を踏まえて、当協会の既存モデル契約(平成 6 年版 JISA モデル契約及び平成 14 年版 JISA モデル契約をいう。以下同じ。)の全面的な見直しを行い、ユーザ・ベンダ間のソフトウェア開発委託取引の基本となる契約書として、平成 20 年 5 月に「ソフトウェア開発委託基本モデル契約書(平成 20 年版)」(以下「本モデル契約」という。)を策定し、今般、その逐条解説を加えて本報告書を作成した。

本報告書に収録したモデル契約書等は、平成 20 年 4 月に経済産業省から公表された「情報システム・モデル取引・契約書(パッケージ、SaaS/ASP 活用、保守・運用)〈追補版〉」など最新の動向を反映させたものとなっている。

#### 1. 活動の目的

当協会は会員企業等のニーズを踏まえ、かねてより取引に応じたモデル契約書を用意し、政府の政策や取引環境に応じた見直しを適宜主体的に行ってきた。

METI 報告書(第一版)は、その契約書部分(以下「METI モデル契約(第一版)」という。)については、当協会の既存モデル契約が参照され、オープン化・ウェブ化の進展など平成 14 年版 JISA モデル契約で指摘した新たな開発業務の特徴にも対応したものとなっている。また、ユーザ団体の意見を踏まえて作成された経緯から、ユーザ・ベンダ双方のプラットフォームとして、活用が期待されている。

さらに、METI 報告書(第一版)では、情報システムの信頼性の向上・取引の可視化を目的として、ユーザが要件定義工程等の責任を負うべきこと、口頭合意の曖昧さを排除し、仕様変更等の要否、スケジュール・費用への影響をユーザ・ベンダ双方が協議するプロセスとして詳細な変更管理手続を導入すべきこと、再見積りを可能とする多段階契約のプロセスを採用すべきことなど、ソフトウェア開発委託契約をめぐる諸論点に対する見解が明らかにされた。

当協会では、METI 報告書(第一版)に示された上述の見解が今後の情報システム取引の構造改革のために極めて有効であるとの認識に立ち、取引の可視化、ひいては情報システムの信頼性向上の実現を目的として、METI 報告書(第一版)に準拠した本モデル契約及び逐条解説のとりまとめを行うこととした。

そこで本部会では、METI モデル契約(第一版)に示された選択可能な条項案から特定の条項を選択する際の考え方を示し、所要の補正を行うことによって、当協会が既存モデル契約とともに示したポジション並びに情報サービス企業等の昨今の取引実態を反映させるとともに、本モデル契約が幅広い場面で活用されるよう個別契約書、短期少額取引用の基本契約、中小企業取引に用いる説明書等のサンプル書式の整備を行った。

## 2. 本報告書の構成

本報告書は、第1部から第3部までの3部構成をとっている。

第1部第1章では、METIモデル契約(第一版)への準拠の必要性、並びに、その一部を補正するにあたって当協会の依拠した考え方を示し、本モデル契約の対象とするモデル事例及びプロセスと契約手続の流れを示した。第2章では、これを踏まえて作成された本モデル契約の本文を収録し、併せてMETIモデル契約(第一版)との対照表を掲載している。

第2部では、第1部において整理した考え方を踏まえ、逐条解説を収録した。

第3部では、第1部第1章に示したモデル事例に該当しない短期少額取引、中小企業取引において、ユーザ・ベンダ間の取引を可視化し、適切なプロジェクトマネジメントを行うために必要な考え方を整理するとともに、本モデル契約の特長及びMETI報告書(追補版)の趣旨を踏まえたサンプル書式を示した。

## 3. 各部の概要

### 1) 第1部 ソフトウェア開発委託基本モデル契約書と解説

本モデル契約は、METIモデル契約(第一版)と同様に、対等に交渉力のあるユーザ・ベンダを想定し、部分的に前工程への手戻りを許容するウォーターフォールモデルを開発手法の前提としている。対象とするシステムは、重要インフラ・企業基幹システムとし、その企画から開発に亙る全プロセス(共通フレーム2007準拠)を8章57条でカバーしている。条文は、METIモデル契約(第一版)との相違がわかるように条項の見出しを合わせた。また、諸般の事情により、本文の文言に対して変更が求められた場合の代替案を代替条項として文末に示したほか、要件定義とそれ以後の工程について異なるベンダが受託する場合の条項例及び反社会的勢力排除に関する条項例を別紙として用意している。

### 2) 第2部 本モデル契約の逐条解説

#### (1) METIモデル契約(第一版)の一部補正

本モデル契約は、上述の理由でMETIモデル契約(第一版)に基本的な点で準拠しつつ、次の3つの観点から一部補正を行った。

従来のJISAモデル契約策定時のポジションペーパーの考え方を反映するための補正

- ・第29条(瑕疵担保責任)において過失責任主義を採用した。
- ・第37条(変更管理手続)においてベンダからの納期変更を可能とした。
- ・第42条(個人情報)に関し、当協会の個人情報保護モデル契約(平成19年5月)を採用した。
- ・第43条(納入物の所有権)において、所有権移転時期を代金完済時と明示した。
- ・第47条(知的財産権侵害の責任)において限度額を設定した。

ソフトウェア開発の実態等取引環境への適合性を図るための補正

- ・第2条の2(電磁的記録の利用)のルールを明確化した。
- ・第18条・第23条A(業務の終了・確認)において、準委任型の業務における作業期間・工数の合意の法的効果を明確化した。
- ・第38条(変更の協議不調等に伴う契約終了)においてベンダの解約権を明示した。
- ・第47条(知的財産権侵害の責任)の対象範囲を限定した。

- ・第48条(第三者ソフトウェアの利用)・第49条(FOSSの利用)で複数のソフトを取扱うことを前提とした規定にした。
- ・第53条(損害賠償)において、瑕疵を原因とする場合の損害賠償責任の範囲を限定する文言を加えた。

ユーザへの注意喚起を兼ねて文言を補うための補正

- ・契約形態への言及(第3章の節毎に「請負」「準委任」を明記)を行った。
- ・第23条の2B・第29条(瑕疵担保責任)において、責任範囲の明確化を図った。
- ・第53条の2(不可抗力)において、履行不能等が生じた場合の免責範囲を例示的に列挙した。

## (2) METI モデル契約(第一版)に示された複数の条項案からの選択的採用

第7条(再委託)では、【B案 再委託先の選定について原則としてベンダの裁量(但し、ユーザの中止請求が可能)とする場合】を採用した。

第45条(納入物の著作権)では、【A案 ベンダにすべての著作権を帰属させる場合】を採用した。

第48条(第三者ソフトウェアの利用)・第49条(FOSSの利用)では、【B案 ユーザが主体で選定する場合】を採用した。

## (3) 主な補正事項

### 瑕疵担保責任における過失責任主義(第29条)

METI モデル契約(第一版)では、瑕疵の修補の請求にあたっては、ベンダの過失が要件とされてはいないが、ユーザに帰責事由がある場合の担保責任の不適用の規定を置いている。しかしながら、瑕疵の生じた理由がユーザ・ベンダのどちらの帰責事由でもない場合(他ベンダに起因する瑕疵等)、ベンダの負担が過大となるため、多数の製品が連係して稼働するという情報システム製品の特性に配慮し、ベンダに帰責事由がある場合に限り瑕疵の修補義務を負うこととした。なお、METI モデル契約(第一版)の無過失責任主義に準拠した代替条項も用意した。

### 準委任型の業務における工数・作業期間の合意(第18条)

準委任型の業務として行われる要件定義書・外部設計書の作成支援について、当初見積もった工数・作業期間の経過時点でも、要件定義書・外部設計書が確定しないケースも少なくない。予め前提とした工数・作業期間を超えてユーザの必要とする支援業務の継続を行う場合には、変更管理手続に則る必要があることから、その旨記載した。

### 変更管理手続不調の場合の解約権(第38条)

METI モデル契約(第一版)の逐条解説(第37条)において、「協議が調わないことが確実視されるような特段の事情がある場合にはベンダは業務を中断することができる」としており、業務が中断されるような場合には、契約関係の継続について、ユーザとの協議による合意の成立を促進するため、ベンダからの解約権を追加した。

### 瑕疵による損害賠償の限定(第53条)

裁判例によれば、損害賠償の義務がベンダに生じるような「プログラムの欠陥(瑕疵)」とは、「システムの機能に軽微とはいえない支障を生じさせる上、遅滞なく補修すること

ができないものであり、又はその数が著しく多く、しかも順次発現してシステムの稼動に支障が生じるような場合」(東京地裁平成9年2月18日判決(平成5年(ワ)第16569号)とされている。他にも同趣旨の裁判例もあり、第29条などで定義された「瑕疵」に該当する場合であっても、ベンダが瑕疵担保責任に基づく損害賠償責任を負うことになるのは一定の条件に合致する場合に限定されていることを注意喚起するために但し書きを加えている。

### 3) 第3部 補論

#### (1) 短期少額取引

本モデル契約は、平成6年版 JISA モデル契約のみならず平成14年版 JISA モデル契約の後継としても位置づけられるものの、平成14年版 JISA モデル契約は、前提とするモデル事例における対象システムの開発規模が6ヶ月程度の短期・10百万円程度と小規模であり、本モデル事例の想定するモデル事例と異なっている。

本部会では、このように前提を異にしているにもかかわらず、ソフトウェア開発委託契約において、ユーザ・ベンダ間で合意すべき事項は、開発規模の如何にかかわらず、基本的に同じであり、それらを全て網羅した本モデル契約を利用することが望ましいと考えた。

尤も、短期少額取引においては、本モデル契約が求める手順を踏むことにより、却って、プロジェクトマネジメントの効果(役割分担の確実な履践、ユーザ・ベンダ間の円滑なコミュニケーションの促進、未確定事項の早期確定など)を減殺しかねないケースがある。このような場合には、フェーズを一部統合するなど簡略化することにも合理性があるため、一部のフェーズを統合したサンプル契約を用意し、その使い方を解説している。

#### (2) 「基本的な契約条件に関するご説明」(サンプル)

対等な交渉力を有しない中小企業ユーザ等との取引を円滑に進めるために、取引の初期の段階で、本モデル契約の基本的な内容をユーザに明示する書面(「基本的な契約条件に関するご説明」)を示すことがユーザ・ベンダの相互理解を促す効果を持つ場合がある。例えば、初回の取引やユーザの発注担当者がシステム開発委託に不慣れな場合、このような書面を示すことで、ユーザの情報システム取引に関する予測可能性を高め、ユーザ・ベンダ間のコミュニケーションをより円滑にすることができると考え、必要に応じて、見積・提案時点でのユーザに提示するサンプル文書を用意した。

## 4. 結び

本モデル契約の策定及び公表により、「情報システムの信頼性の向上・取引可視化に資する理想的な取引・契約モデル」としての METI モデル契約(第一版)の更なる普及を促進させるとともに、JISA 会員企業が関係する情報サービス取引において METI モデル契約(第一版)に示す理想的なプロジェクトマネジメントが実践されることにより、情報システムの信頼性の確保、取引関係・役割分担の可視化等が実現することを期待するものである。

以上